

特別区の区域のあり方 関連資料

市町村合併の検証をめぐる意見 (第29次地制調専門小委会議録より抜粋)	・・・・・・・・	1
未合併要因に関する調査 (第29次地制調第2回専門小委資料抜粋)	・・・・・・・・	2
地方分権改革推進委委員会 「中間的な取りまとめ」(H19.11.16)(抜粋)	・・・・・・・・	4
東京自治制度懇談会「議論の整理」(H19.11)(抜粋)	・・・・	5
第二次特別区制度調査会報告(H19.12.11) 「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想(抜粋)	・・・・	7
常住地別の従業先・通学先人数の割合	・・・・・・・・	9
諸指標・性質別歳出に係る比較	・・・・・・・・	10
合併に関する各種アンケート調査結果 (第29次地制調第2回専門小委資料抜粋)	・・・・	別添1
合併後の住民等アンケート調査結果 (報道機関が実施したもの) (第29次地制調第3回専門小委資料抜粋)	・・・・	別添2

市町村合併の検証をめぐる意見 (第29次地制調専門小委員会議録から抜粋)

第1回専門小委員会 (H19.8.7 開催)

西尾委員

私は、平成22年3月31日をもって平成の市町村合併には終止符を打つべきだと思っている。長い間市町村合併を続けてきたが、このお陰で市町村の腰はまったく落ちて着かない。この状態は、非常に不健全な状態だ。ここで一旦終止符を打つことが非常に重要だ。

行政課長

第3次を想定して、それを議論するというのではなく、あくまでも合併を検証したうえで、今後の市町村合併を含めた基礎自治体のあり方について議論するという意味だ。ただ、次の合併というのも全くないと今の時点で決めるわけではなく、そういった是非を含めて議論するという意味だ。

第2回専門小委員会 (H19.10.5 開催)

片山副会長

今日、説明された資料は、今までやってきた合併をどう評価するかを考えるための素材だと思うが、一番肝心なことが抜けていると思う。合併の評価をするときには市民の評価が必要であるが、これは全部自治体に聞いている。要するに当事者の評価だ。自己評価だけでかなりいい評価だと思ったら、完全にピントがずれてしまう。支所を置いても住民から見たら全然役にたっていないとか、計画は書くけれどもやっていないとか、住民の評価がどうかということだ。合併で歳出削減効果が1.8兆円と説明されたが、住民から見たら合併特例債で無駄遣いばかりしているのではないか。一番大事なのは当事者である住民がどう考えているかという視点が欠かせない。それがないと本質的な話しができない。

武田委員

以前の報告の中では、合併の最大効果は人員削減であるという話がありながら、合併の問題点を解決するには支所の機能を十分に確保して人員を確保しなければならないという矛盾した結果が出ている。基礎自治体の役割の定義のあり方によっては、現在合併せずに残っている小規模な自治体の存在意義が否定されてしまうのではないかという懸念を持つ。そこが合併の議論と基礎自治体のあり方というものをセットにしたときの一番のネックだ。

林小委員長

基本的には、分権を進めて、補完性の原理から基礎自治体の役割が今後更に大きくなっていることから出発している。今後基礎自治体が地域づくりにおいて非常に重要な役割を果たしていかなければならないことを踏まえ、基礎自治体の行政体制はいかにあるべきかを議論することだ。基礎自治体のあり方イコール合併ということではなく、合併も一つの選択肢としてあり得るかもしれない。それは、それぞれの地域が考えることであり、ここで合併の議論をしても、合併をしない選択をする自治体がすべてかもしれない。むしろ基礎自治体に分権するということが前提になって議論をしていくということだ。

未合併要因に関する調査

（第29次地方制度調査会第2回専門小委員会資料抜粋）

未合併要因に関する調査の概要

< 調査対象 >

平成11年4月1日～平成19年8月6日までの間に合併に至らなかった市区町村
ただし、平成19年8月6日までに合併に係る廃置分合の総務大臣告示が行われている場合は、合併予定として取り扱う。

（注）したがって、現在合併の検討が進んでいる団体でも、上記の要件に該当する場合には調査対象となる。

< 調査項目 >

平成11年4月以降に合併に至らなかった理由

< 回答状況 >

未合併市町村数 1,252 団体

回答市町村数 1,252 団体（回答率 100.0%）

合併に至らなかった理由（総括）

(1)	離島や山間地等に位置することにより、隣接する団体の市町村役場までの時間距離が遠いため、合併が困難である	58 団体 (4.6%)
(2)	合併せずに単独で運営していこうと考えた	386 団体 (30.8%)
(3)	合併について意見集約ができなかった	422 団体 (33.7%)
(4)	当団体から見て、合併の組合せの相手（一又は複数）との間に阻害要因又は合併相手（一又は複数）側に課題等があると考えた	156 団体 (12.5%)
(5)	当団体としては合併を望んだが、合併相手が、当団体との合併に消極的・否定的であった	330 団体 (26.4%)
(6)	合併協議の際、協議事項について合意がなされなかった	230 団体 (18.4%)
(7)	その他の理由	81 団体 (4.7%)
	合併の組合せの中で、合併相手同士の間で合併阻害要因があった	52 団体 (4.2%)
	その他	29 団体 (2.3%)

「その他」の具体的な内容（特別区回答分）

地方自治法上の課題

- ・特別区は、長年にわたり自治権拡充に取り組んだ結果、平成 12 年に都区制度改革を実現したが、未だに権限や財源が限られている現行都区制度の枠組みの下での再編等は考えていない。

あり方検討会の推移を見守る

- ・現在、都と特別区において設置する「都区のあり方に関する検討委員会」において、都区の新たな役割分担などの検討を行っており、その検討結果として、現在の 23 区が事務や権限の移管の受け皿となりえなければ合併等 23 区の再編が必要であると考えており、その推移を見ている。

単独運営

- ・平成 12 年 4 月施行の地方自治法に基づき、特別区は「基礎的な地方公共団体」として法律上位置づけられた特別区制度改革が行われたところであり、当面は 23 区が独立した自治体運営を行うものと考えており、合併は検討していない。
- ・住民の自治意識が高く、合併に対する機運も生じておらず、また、合併する必要性もない。

消極的理由

- ・周辺自治体との具体的な協議には、区独自では取組みを行ってこなかった。

地方分権改革推進委員会「中間的な取りまとめ」(H19.11.16)

「3 地方分権改革における基本姿勢の明確化」の項から抜粋

(2) 「地方が主役の国づくり」に向けた取組み

(行政の総合性の確保)

国と地方、広域自治体と基礎自治体の役割分担において、基礎自治体に事務事業を優先的に配分することは、地方分権改革の基本原則である。この「基礎自治体優先」の基本原則のもとで、基礎自治体が地域における総合行政を担い、地域が自ら行政サービスの範囲と内容、提供方法を決定し、縦割りで使い勝手の悪い分断された行政サービスの体系を住民ニーズに合わせて柔軟に変更・統合することができる仕組みづくりが必要である。このような仕組みにより、地方政府が担う行政の総合性を実質的に確保することが重要である。

規模や地理的条件等の事情が異なる個々の地方自治体が、地域の行政を総合的に実施する役割を担うことができるよう「自立と連帯」の基本原則にしたがい、コミュニティやパートナーシップの活用、民間化なども含めた自らの体制強化、合併、広域連合の形成、広域自治体への委託など総合性を担保するための手段を自主的に選択することが重要であり、そのための制度の充実をはかる必要がある。

(3) 各府省の共通した主張に対する当委員会の考え・・・地方分権への「懸念」の克服

「統一性」の観点に対する考え方

地域的特性により事情が異なるなかで、形式的・画一的に措置することは、地方自治体による創意工夫の余地を狭め地方の活力を制約するとともに、住民との関係でも不公平を生む側面があることも否定できない。

「広域性」の観点に対する考え方

地方自治体が相互に調整し広域で連携する取組みが拡大し、各分野における実例も蓄積されてきている。この意味では、広域性の観点の必要性が直ちにそれを担う主体として国が不可欠であるとする理由にはならない。

「専門性」の観点に対する考え方

専門性の観点から国が専属的に権限行使をする必要があると主張される場合があるが、本来、地方自治体においても能力、設備面で専門性を確保することは可能である。仮に地方自治体において十分な専門性が確保できない場合であっても、専門性を有するとされる国の組織や職員を地方自治体に移管することによって対応することが可能である。

以上のとおり、国による直接実施や関与などが認められる場合は極めて限定的に解すべきであり、国の役割について決定的な論拠が示されないものについては、地域・住民から見た行政の重複を排除し、地方自治体の実質的な決定権限を高めていくべきと考える。

東京自治制度懇談会「議論の整理」(H19.11)
～地方自治制度改革の課題と方向性について～ (抜粋)

道州制における広域自治体のあり方について

『議論のまとめ』から

この役割にかんがみした場合、その圏域として、広域的な行政課題を一体的に解決することが可能な範囲を設定する必要がある。

その範囲は、人の移動がほぼ完結する同一の生活圈・経済圏であり、一つの指標として、昼間人口割合が総計でおおむね 100%になる A ライン(おおむね半径 40km、人口約 2800 万人の圏域)で表すことができるという検討結果を得た。

したがって、首都圏における道州は、少なくとも、一都三県を包含する範囲でなければならない。

東京における大都市制度のあり方について

(総論)

《大都市経営の担い手としての都の役割の明確化》

都区制度に関する現行の地方自治の規定を「大都市経営」の観点から見直し、大都市経営の概念を明らかにした上で、都が大都市経営の担い手としての役割を果たすことを明確化すべきである。

道州制における広域自治体のあり方について

首都圏の道州における大都市経営の主体について

現行制度下における大都市経営については、大都市経営が必要な範囲としての高度集積連たん区域が、複数の基礎的自治体に分かれている場合には広域自治体が、その行政主体となることが望ましいと位置付けた。

道州制下においても、大都市経営の主体の考え方は、現行制度と同じとする。

東京における大都市制度のあり方について

(総論)

《道州制が導入された場合の大都市経営の担い手》

道州が、その広域的課題への対応と併せて東京圏の大都市経営を担うということが本当に最適解なのかどうかは、さらに検討する余地があるというべきである。例えば、特別区又は特別区とその周辺区域が、一つの基礎的自治体となって大都市経営を担う途も、選択肢の一つとして検討を進めていくことが望まれる。

(規模・区域)

《特別区再編の必要性》

現在の 23 区の平均面積は、全国市町村と比べて極めて狭小となっている。
人々の生活圈の拡大に対応して、行政サービスの受益と負担をできる限り一致させ、

必要なサービスを効果的に供給していくためには、各区それぞれの取組だけでは限界があり、特別区の区域の再編を含めた見直しが不可欠である。

特別区がより広範に地域の事務を担おうとする場合、専門性の確保や需要の確保の必要性から、規模拡大の要請が働く。

一部事務組合等の活用では、事務の非効率性や責任の不明確性が生じるおそれがある。

こうした都区の事務配分の見直しだけでなく、地方分権改革の推進、道州制の検討など、いずれの局面においても、特別区の行財政基盤の強化が求められており、特別区の区域の再編の検討は避けて通れない。

特別区の人口規模が小さい場合や区域が狭い場合、規模の大きい特別区に比べて、行政運営が相対的に非効率にならざるを得ない面があることは否定できない。

東京富裕論が一層の高まりを見せている今、行政改革推進の視点からの特別区の再編は極めて重要な課題である。

特別区の区域においては、税源の著しい偏在があり、都区財政調整による調整を行っているが、税源そのものの偏在は拡大する傾向にあることを踏まえれば、特別区の再編により、税源の均衡化を図ることも検討すべきである。

再編によるメリット・デメリットを明らかにしていく必要があるが、国が挙げるような一般的なメリット・デメリットとは異なる、大都市の特殊性を踏まえた新たな観点から検討すべきである。また、再編する場合のメリット・デメリットだけでなく、再編をしない場合、現在の23区のままだと将来どうなるかについて検討することも重要である。

《特別区の再編に当たっての留意点》

基礎的自治体である特別区が主体的に取り組むべき課題として、住民自治の確保が挙げられる。各特別区が、地域自治区制度の活用のほか、住民の意思を地域行政に反映させる様々な先進的取組を行っていくことが期待される。

指定都市等の行財政権能を目安として再編を行う考え方もあるが、特別区と指定都市等では、都市形成の経緯、担うべき機能、行っている事務等に違いがあるため、単純な比較はできない。仮に、特別区が対人サービスに係る事務など指定都市の事務の一部を担ったとしても、指定都市になることは必然ではなく、特別区にふさわしい区域と権能が求められることとなる。

また、各特別区が中心市街地と居住地を有し、各種の行政施設を備えた典型的な市と同様の姿を目指すことも一つの考え方ではある。しかし現実的には、特別区の区域全体が単一の自治体となるなどの方策を採らない限り、特別区の再編は、ある程度の機能分化を前提に行わざるを得ない。

特別区のように機能分化を前提として再編を行う場合には、生活圏の拡大に伴う受益と負担の不一致の是正、事務の効率性や専門性の確保、税源の偏在の均衡化といった課題を総合的に勘案した上で、その規模について検討する必要がある。

大都市の一部を構成する、人口規模の非常に大きな基礎的自治体の成立を想定することとなる可能性もある。その際には、これまでの特別区、指定都市など、いずれとも異なる、新たな制度的な枠組みを構築する必要があり得ることに留意すべきである。

第二次特別区制度調査会報告(H19.12.11)
「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想(抜粋)

改革の基本的な考え方

1 集権体制としての「都の区」の制度廃止

(2) 東京大都市地域の基礎自治体

東京大都市地域にも人口減少・高齢社会が到来する時代に、真に住民が豊かさと潤いを実感できる社会を構築し維持するためには、救急・防災、上下水や医療をはじめとする生命の安全保障や少子高齢社会に不可欠な教育・福祉・まちづくりなどの課題に対して、地域の实情に合わせたきめ細かな対応が求められている。それゆえ、基礎自治体優先の原則に立って基礎自治体の役割と行財政体制を強化する分権改革をさらに進める必要がある。

(3) 「都の区」の制度廃止

特別区が名実共に住民に最も身近な政府として自らを確立していくためには、「大東京市の残像」を内包する「都の区」の制度から離脱することが必要である。そのためには、東京大都市地域における広域自治体と基礎自治体の役割をさらに明確に区分し、都が法的に留保している市の事務と現在都が課している市の税等のすべてを特別区(後述の「東京市」)が引き継ぎ、都区間で行っている財政調整の制度を廃止する必要がある。

2 「行政の一体性」からの脱却

したがって、東京大都市地域における「行政の一体性」の必要を前提とする限り、都という一の行政主体が区に代わって一体的に事務を処理する体制を乗り越えていくことはできない。この際、基礎自治体を第一義の行政主体とする充実した住民自治のシステムを確立していくため、「行政の一体性」の観念から脱却し、分権時代にふさわしい新たな基礎自治体間の関係を構築することが必要がある。

3 基礎自治体間の新たなシステム

構築されるべき新たな基礎自治体間の関係は、人口、面積、位置、施設の配置、財源など様々な特性を持つ基礎自治体が、自らの意思決定における主体性と行財政運営における自律性を維持しつつ、「対等・協力」の相互補完により、住民のニーズと効率性の要請に的確に応え得るものでなければならない。

「基礎自治体連合」の構想

2 「東京市」の「対等・協力」関係 - 「基礎自治体連合」 -

この基礎自治体横断的な関係は、基礎自治体の新しい「対等・協力」の形であり、法的根拠を有する「基礎自治体連合」として設計する。

第二次報告のおわりに

1 区域の再編について

全国的に「平成の大合併」が進められている中で、現在協議中の「都区のあり方検討委員会」では、都から、効率的な行政のためには「器」の問題は避けて通れず、事務の移管と区域再編はセットで検討すべきだという考え方が示されている。

しかし、区域再編を事務の移管の前提条件とする必然性は無く、むしろ、両者をセットにすることで都区間の分権改革が先送りにされる懸念が生じる。まず、「平成12年改革」による都区の役割分担、財源配分の原則を実現し、その上で各特別区が自主的に区域問題に取り組むことが順当な道筋である。

なお、「基礎自治体連合」は一般制度であるので、23の「東京市」の場合だけではなく、複数の「東京市」が必要に応じて活用することにより、区域再編と同等の効果を期待することもできる。

2 道州制について

現在、国では、現行の都道府県を越えて、真の分権型社会を創造していくのにふさわしい自立性の高い圏域を設定し、そこに新たな広域自治体としての道州を導入すべく検討を進めている。

都道府県を廃止し道州制を導入することは、この国の統治と自治のかたちを大きく変えることになる。どういう圏域を設定するのか、どのような事務権限を国から移譲するのか、国と道州の関係はどうか、税財政制度はどうかなど、検討すべき事項は多い。同時に、広域自治体としての道州に包括される基礎自治体についても、区域・規模・能力・事務配分をどのように考え、住民による自治はどうかなど検討されなければならない重要な事項が残されている。

しかし、仮に道州制が導入ということになれば、東京都が現行のように市の機能を内包したまま、「州」になることは考えにくい。したがって、「都の区」の制度を廃止し、都に留保されている事務と税を移管し、新たに「基礎自治体連合」を構築しようとする本構想は、道州制が導入される場合であっても対応できる制度であると考えられる。

常住地別の従業先・通学先人数の割合 (15歳以上の就業者及び15歳以上の通学者)

(人)

地域	常住地別 就業者・ 通学者数	自宅外就業者・通学者+自宅就業者																											
		常住地 別総数	東京都総数																							都内他	他県		
			区部総数	千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾			江戸川	
総数	7,763,153	7,457,300	7,352,235	827,115	599,704	799,972	622,918	249,847	230,875	165,794	311,878	349,387	155,890	370,174	338,969	440,253	123,234	191,846	271,678	152,879	93,615	226,295	196,546	252,879	155,244	225,243	105,065	305,853	
他県計		2,749,066	2,749,066	408,024	303,942	386,123	231,862	97,254	97,538	51,827	115,005	148,188	49,812	119,525	87,597	175,309	23,706	25,741	108,581	51,376	26,005	62,700	37,887	61,289	32,552	47,223			
都内他計		579,394	579,394	81,970	42,133	64,375	101,064	18,502	8,307	3,922	11,525	19,736	11,138	9,377	40,372	58,274	17,660	35,572	21,254	3,870	1,673	6,245	18,040	1,465	889	2,031			
区部計	4,434,693	4,434,693	4,128,840	4,023,775	337,121	253,629	349,474	289,992	134,091	125,030	110,045	185,348	181,463	94,940	241,272	211,000	206,670	81,868	130,533	141,843	97,633	65,937	157,350	140,619	190,125	121,803	175,989	105,065	305,853

(%)

千代田	中央	港	新宿	文京	台東	墨田	江東	品川	目黒	大田	世田谷	渋谷	中野	杉並	豊島	北	荒川	板橋	練馬	足立	葛飾	江戸川	都内他	他県	
23,458	51,062	81,320	157,672	108,422	90,983	133,949	239,808	190,377	132,822	373,729	424,629	99,257	148,085	274,944	129,487	177,566	100,254	278,188	307,598	334,166	235,129	341,788			
100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
94.91	94.72	94.49	95.28	94.12	95.06	94.46	93.92	92.88	93.27	91.11	93.57	95.00	95.46	95.46	94.29	91.92	93.81	92.63	93.22	90.81	91.14	91.48			
93.10	93.60	93.05	92.49	92.37	94.05	93.51	92.78	91.65	91.38	89.95	89.08	92.05	91.16	88.52	92.24	90.35	92.68	90.98	88.02	90.02	90.32	90.51			
59.6	10.1	8.3	9.4	12.6	6.8	6.6	8.6	5.8	7.4	4.6	7.9	8.1	8.6	8.8	7.3	7.6	6.9	7.0	6.8	5.8	6.5	7.5			
4.8	51.2	6.2	4.7	5.5	6.2	7.0	10.5	4.7	5.2	3.9	4.5	4.7	4.6	4.8	4.1	4.1	5.0	3.8	3.7	4.9	5.8	7.0			
6.2	9.9	53.8	6.8	7.1	5.4	5.7	7.0	12.5	12.0	9.0	9.3	10.6	6.6	7.3	5.9	5.9	5.2	5.2	5.3	4.2	5.2	5.1			
4.9	3.2	3.7	48.5	6.2	2.8	2.9	3.9	2.9	4.3	2.3	5.6	8.3	1.9	9.6	7.9	5.1	3.5	5.2	7.4	2.5	2.7	3.4			
3.3	1.6	1.5	2.5	39.3	3.1	1.7	1.9	1.0	1.2	0.8	1.3	1.5	1.9	1.7	1.4	4.3	3.4	4.2	2.6	2.1	2.0	1.6			
1.6	1.5	0.9	1.0	2.7	53.0	2.0	2.0	0.4	0.7	0.7	0.6	0.4	0.9	0.8	0.4	0.6	6.5	1.1	0.9	3.9	3.7	1.9			
0.7	1.0	0.4	0.5	0.7	2.0	45.2	4.2	1.5	0.3	0.3	0.3	1.1	0.4	0.4	0.4	1.4	1.4	0.4	0.4	1.7	3.6	2.9			
1.2	4.3	1.4	1.4	1.4	1.8	5.9	40.7	42.2	1.0	1.1	2.6	1.8	1.3	1.8	0.7	0.6	1.7	1.4	1.1	1.9	3.0	7.6			
1.1	1.7	1.4	0.8	1.3	0.5	0.4	0.6	7.9	3.0	8.3	3.3	1.8	0.8	1.2	0.7	0.6	0.5	0.6	0.6	0.7	1.0	1.5			
2.3	2.5	4.9	4.3	2.7	1.9	2.0	1.1	4.3	9.2	2.9	8.3	4.3	5.6	6.4	3.8	2.8	2.2	2.8	3.3	1.6	1.7	1.8			
0.5	0.3	0.4	2.1	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.2	0.6	1.3	31.0	3.2	1.0	0.6	0.4	0.7	2.5	0.3	0.3	0.4			
0.7	0.4	0.4	1.3	0.5	1.2	0.8	1.0	0.8	1.0	0.6	1.7	1.3	4.8	33.5	0.8	0.6	2.3	3.5	2.5	0.3	1.4	0.8			
1.1	0.9	0.8	2.7	1.3	0.7	0.4	0.4	0.3	0.3	0.6	1.0	1.2	0.5	1.5	2.0	0.9	3.1	4.0	0.8	1.7	1.2	0.7			
0.3	0.2	0.3	0.2	0.8	1.9	0.7	0.3	0.2	0.3	0.1	0.3	0.1	0.2	0.3	0.5	0.5	4.1	3.5	1.1	2.3	0.5	0.2			
0.2	0.3	0.2	0.8	0.6	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.1	0.3	0.4	0.9	2.3	1.7	1.7	4.6	3.5	2.3	0.7	0.2	0.7			
0.6	0.3	0.3	0.2	1.5	0.4	0.4	0.5	0.2	0.2	0.2	0.3	0.4	0.2	0.4	0.3	0.3	3.6	4.2	0.3	48.4	3.6	2.1			
0.4	0.3	0.2	0.3	0.3	1.3	1.6	0.6	0.1	0.1	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.5	0.5	4.6	4.2	2.5	0.3	0.2	0.2			
0.3	0.3	0.2	0.1	0.4	0.6	0.6	0.6	0.1	0.1	0.1	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	3.6	4.2	0.3	2.5	3.5	1.0			
0.3	0.8	0.3	0.1	0.4	0.6	0.6	0.6	0.3	0.2	0.2	0.4	0.3	0.3	0.2	0.3	0.3	4.6	4.2	2.5	0.8	0.8	1.0			
0.5	1.1	1.4	2.8	1.8	1.0	0.9	1.1	1.2	1.9	1.2	4.5	2.9	4.3	6.9	2.1	1.6	1.1	1.7	5.2	0.8	0.8	1.0			
1.8	1.1	1.4	4.7	1.8	1.0	0.9	1.1	7.1	6.7	8.9	6.4	5.0	4.5	4.5	5.7	8.1	6.2	7.4	6.8	9.2	8.9	8.5			
5.1	5.3	5.5	4.7	5.9	4.9	5.5	6.1	7.1	6.7	8.9	6.4	5.0	4.5	4.5	5.7	8.1	6.2	7.4	6.8	9.2	8.9	8.5			

平成17年国勢調査「第2表 常住地による従業・通学市区町村, 男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」及び「第3表 従業地・通学地による常住市区町村, 男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」からデータを引用して作成した。

諸指標・性質別歳出に係る比較

【A市・B市の合計とC市、D市の比較】

	2市合計		C市	2市合計との比較		D市	2市合計との比較		
	A市	B市		-	乖離率%		-	乖離率%	
人口(17年国調)	117,604	72,667	190,271	183,796	6,475	3.4	172,566	17,705	9.3
面積(17.10.1)	11.48	8.15	19.63	20.46	0.83	4.2	24.38	4.75	24.2
職員数(18.4.1)	707	403	1,110	884	226	20.4	1,154	44	4.0

主な性質別歳出(17普通会計決算)

(単位:百万円)

人件費	8,096	4,911	13,007	9,828	3,179	24.4	12,909	98	0.8
うち職員費	5,341	3,228	8,569	6,285	2,284	26.7	8,604	35	0.4
物件費	5,204	3,253	8,457	7,393	1,064	12.6	7,991	466	5.5
維持補修費	290	176	466	190	276	59.2	447	19	4.1
扶助費	4,605	4,413	9,018	9,535	517	5.7	14,234	5,216	57.8
補助費等	4,367	2,838	7,205	6,532	673	9.3	5,243	1,962	27.2
普通建設事業費	2,149	1,137	3,286	3,135	151	4.6	4,805	1,519	46.2
歳出合計	34,317	21,880	56,197	48,561	7,636	13.6	58,041	1,844	3.3
地方税	20,302	12,863	33,165	27,343	5,822	17.6	33,584	419	1.3
財政指標	経常収支比率	93.3	97.2	94.3			89.8		
	財政力指数	1.05	1.02	1.00			1.20		

合併に関する各種アンケート調査結果

(第 29 次地方制度調査会第 2 回専門小委員会資料 抜粋)

* この資料は、総務省ホームページをご参照ください。

<http://www.soumu.go.jp/singi/singi.html>

合併後の住民等アンケート調査結果

(報道機関が実施したもの)

(第 29 次地方制度調査会第 3 回専門小委員会資料 抜粋)

* この資料は、総務省ホームページをご参照ください。

<http://www.soumu.go.jp/singi/singi.html>